

防地防第3605号
22.3.29
一部改正 防地防第7324号
22.6.3
防地防第3862号
23.3.31
防地防第2318号
24.2.29
防地防第5125号
25.4.9
防地防第4837号
26.4.3
防地防(事)第158号
31.4.25
防地防(事)第170号
令和元年10月1日
防地地(事)第321号
令和5年8月30日
防地地(事)第354号
令和6年9月26日

各地方防衛局長
東海防衛支局長 殿

事務次官

防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱第4条第2項及び第19条に規定する別に定める額について（通達）

標記について、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号）第4条第2項及び第19条の規定に基づき、別添のとおり定められたので通達する。

なお、空気調和機器稼働費補助金交付要綱第4条の稼働費及び地方事務費ごとにそれぞれ別に定める額について（施本第564号（CFS）。17.3.31）、住宅防音工事に係る工事費、設計監理費及び地方事務費の別に定める額について（施本第1175号（CFS）。19.8.3）

及びヘリコプターを主として運用する飛行場周辺における住宅防音工事に係る工事費及び設計監理費の別に定める額について（施本第1176号（CFS）。19.8.3）は、廃止する。

添付書類：防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱第4条第2項及び第19条に規定する別に定める額

防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱第4条第2項及び第19条に規定する別に定める額

第1 趣旨

この通達は、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成22年防衛省訓令第10号。以下「交付要綱」という。）に規定する防衛施設周辺告示前住宅防音事業、防衛施設周辺特定住宅防音事業、防衛施設周辺告示後住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に係る補助の額を算定するために必要な事項を定めるものとする。

第2 交付要綱第4条第2項関係

- 1 住宅防音工事に係る防音工事の工事費の限度額は、住宅防音工事の対象となる区域及び工事種別の区分に応じ、それぞれ別表第1に掲げる額とする。ただし、次に掲げる飛行場については、別表第2に掲げる額とする。
 - (1) 霞ヶ浦飛行場
 - (2) 宇都宮飛行場
 - (3) 相馬原飛行場
 - (4) 木更津飛行場
 - (5) 目達原飛行場
 - (6) 大村飛行場
- 2 住宅防音工事に係る防音工事の設計監理費の限度額は、住宅防音工事の対象となる区域、工事費及び工事種別の区分に応じ、それぞれ別表第3に掲げる式により算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。別表第4において同じ。）とする。ただし、前項各号に掲げる飛行場については、別表第4に掲げる額とする。
- 3 前2項の規定は、交付要綱第16条第1項において準用する交付要綱第4条第2項に規定する別に定める額について準用する。

第3 交付要綱第19条関係

- 1 稼働費の額は、被保護者等（交付要綱第2条第6号に規定する被保護者等をいう。以下同じ。）が、空気調和機器（同条第3号に規定する空気調和機器から暖房機を除いたものをいう。）を設置したことに

- に伴い増加した電気の基本料金（以下「増加基本料金」という。）及びその居住する地域に応じ、交付要綱第18条第1号に掲げる期間において支払った各月の電力量料金の合算額とし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。この場合において、各月の電力量料金は、当該電力量料金から中間期（北海道の地域を除く地域ごとの暖房機、冷房機又は冷暖房機を使用しない期間）の電力量料金を差し引いた額（その額が負数となるときは、零）とする。
- 2 月の途中で被保護者等でなくなった者又は月の途中で転出により被保護者等でなくなった者に係る当該月の稼働費の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の各号に掲げる式により算定した額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (1) 月の途中で被保護者等でなくなった者 当該月の増加基本料金
×（当該月の被保護者等であった日数÷当該月の暦日数）＋（当該月の電力量料金－中間期の電力量料金）×（当該月の被保護者等であった日数÷当該月の暦日数）
- (2) 月の途中で転出により被保護者等でなくなった者 当該月の増加基本料金×（当該月の被保護者等であった日数÷当該月の暦日数）＋当該月の電力量料金－（中間期の電力量料金×当該月の被保護者等であった日数÷当該月の暦日数）
- 3 月の途中で被保護者等になった者又は月の途中で転入により被保護者等となった者に係る稼働費の額は、それぞれ前項各号の規定を準用する。
- 4 中間期の電力量料金は、北海道の地域及び沖縄県の地域以外の地域にあつては5月の電力量料金、沖縄県の地域にあつては2月及び3月の電力量料金の平均月額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 5 稼働費の額は、東北地域にあつては4, 180円、北海道の地域、東北地域及び沖縄県の地域以外の地域にあつては10, 470円、沖縄県の地域にあつては20, 950円を超えないものとする。
- 6 地方事務費の額は、110円とする。

第4 協議

地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。）は、この通達により難しい場合は、地方協力局長と協議するものとする。

防音工事（第 2 第 1 項本文関係）

(1) 北海道の地域及び青森県の地域

工事種別	区 域 L d e n 6 6 デシベル以上の区域 (8 0 W E C P N L 以上の区域)	L d e n 6 2 デシベル以上 L d e n 6 6 デシベル未満の区域 (7 5 W E C P N L 以上 8 0 W E C P N L 未満の区域)
1 居室防音工事 〔 1 世帯 1 居室を対象とし て行う防音工事をいう。〕	5, 0 7 0 千円	3, 7 5 0 千円
2 居室防音工事 〔 1 世帯 2 居室を対象とし て行う防音工事をいう。〕	7, 1 7 7 千円	4, 9 3 1 千円
3 居室防音工事 〔 1 世帯 3 居室を対象とし て行う防音工事をいう。〕	9, 2 1 4 千円	6, 3 4 6 千円
4 居室防音工事 〔 1 世帯 4 居室を対象とし て行う防音工事をいう。〕	1 1, 2 9 1 千円	7, 5 0 8 千円
5 居室以上防音工事 〔 1 世帯 5 居室以上を対象と して行う防音工事をいう。〕	1 3, 1 6 2 千円	8, 6 7 3 千円

注： 専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画を含めた防音工事に係る額は、当該防音工事の区画内の居室数に応じた防音工事に係る額に、3, 7 5 0 千円を加算した額とし、石綿の使用が明らかな場合における石綿の撤去を伴う防音工事に係る額は、当該防音工事の居室数に応じた防音工事に係る額に、石綿の撤去に係る額を加算した額とする。ただし、全ての居室に対して防音工事を実施した住宅については、加算した額をもって限度額とする。

(2) 前号に掲げる地域以外の地域

区 域 工事種別	L d e n 6 6 デシベル以上の区域 (8 0 W E C P N L 以上の区域)	L d e n 6 2 デシベル以上L d e n 6 6 デシベル未満の区域 (7 5 W E C P N L 以上8 0 W E C P N L 未満の区域)
1 居室防音工事 (1 世帯 1 居室を対象とし て行う防音工事をいう。)	4 , 4 4 8 千円	2 , 9 3 0 千円
2 居室防音工事 (1 世帯 2 居室を対象とし て行う防音工事をいう。)	6 , 2 9 6 千円	3 , 8 5 3 千円
3 居室防音工事 (1 世帯 3 居室を対象とし て行う防音工事をいう。)	8 , 0 8 3 千円	4 , 9 5 8 千円
4 居室防音工事 (1 世帯 4 居室を対象とし て行う防音工事をいう。)	9 , 9 0 5 千円	5 , 8 6 6 千円
5 居室以上防音工事 (1 世帯 5 居室以上を対象と して行う防音工事をいう。)	1 1 , 5 4 6 千円	6 , 7 7 6 千円

注： 専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画を含めた防音工事に係る額は、当該防音工事の区画内の居室数に応じた防音工事に係る額に、2,930千円を加算した額とし、石綿の使用が明らかな場合における石綿の撤去を伴う防音工事に係る額は、当該防音工事の居室数に応じた防音工事に係る額に、石綿の撤去に係る額を加算した額とする。ただし、全ての居室に対して防音工事を実施した住宅については、加算した額をもって限度額とする。

防音工事（第2第1項ただし書関係）

<div style="text-align: center;">区 域</div> 工事種別	L d e n 6 2 デシベル以上 L d e n 6 6 デシベル未満の区域 （ 7 5 W E C P N L 以上 8 0 W E C P N L 未満の区域）
1 居室防音工事 （ 1 世帯 1 居室を対象とし て行う防音工事をいう。）	2, 8 2 2 千円
2 居室防音工事 （ 1 世帯 2 居室を対象とし て行う防音工事をいう。）	3, 7 9 9 千円
3 居室防音工事 （ 1 世帯 3 居室を対象とし て行う防音工事をいう。）	4, 9 3 2 千円
4 居室防音工事 （ 1 世帯 4 居室を対象とし て行う防音工事をいう。）	5, 8 9 6 千円
5 居室以上防音工事 （ 1 世帯 5 居室以上を対象 として行う防音工事をいう。）	6, 8 5 7 千円

注： 専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画を含めた防音工事に係る額は、当該防音工事の区画内の居室数に応じた防音工事に係る額に、2, 8 2 2 千円を加算した額とし、石綿の使用が明らかな場合における石綿の撤去を伴う防音工事に係る額は、当該防音工事の居室数に応じた防音工事に係る額に、石綿の撤去に係る額を加算した額とする。ただし、全ての居室に対して防音工事を実施した住宅については、加算した額をもって限度額とする。

設計監理費の算定式（第2第2項本文関係）

(1) Lden66デシベル以上の区域（80WECPNL以上の区域）

ア 北海道の地域及び青森県の地域

工事種別	工事費							
	5,070千円 未満	5,070千円 以上 8,686千円 未満	8,686千円 以上 9,214千円 未満	9,214千円 以上 10,734千円 未満	10,734千円 以上 11,291千円 未満	11,291千円 以上 12,310千円 未満	12,310千円 以上 13,162千円 未満	13,162千円 以上
1居室防音工事 〔1世帯1居室を対象として行う防音工事をいう。〕	(千円) $A \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$
2居室防音工事 〔1世帯2居室を対象として行う防音工事をいう。〕	(千円) $A \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$
3居室防音工事 〔1世帯3居室を対象として行う防音工事をいう。〕	(千円) $A \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $A \times 0.07$	(千円) $9,214 \times 0.07$	(千円) $9,214 \times 0.07$	(千円) $9,214 \times 0.07$	(千円) $9,214 \times 0.07$	(千円) $9,214 \times 0.07$
4居室防音工事 〔1世帯4居室を対象として行う防音工事をいう。〕	(千円) $A \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $A \times 0.07$	(千円) $9,214 \times 0.07$	(千円) $A \times 0.06$	(千円) $11,291 \times 0.06$	(千円) $11,291 \times 0.06$	(千円) $11,291 \times 0.06$
5居室以上防音工事 〔1世帯5居室以上を対象として行う防音工事をいう。〕	(千円) $A \times 0.12$	(千円) $5,070 \times 0.12$	(千円) $A \times 0.07$	(千円) $9,214 \times 0.07$	(千円) $A \times 0.06$	(千円) $11,291 \times 0.06$	(千円) $A \times 0.055$	(千円) $13,162 \times 0.055$

イ アに掲げる地域以外の地域

工事種別	工事費							
	4,448千円未満	4,448千円以上 7,615千円未満	7,615千円以上 8,083千円未満	8,083千円以上 9,417千円未満	9,417千円以上 9,905千円未満	9,905千円以上 10,800千円未満	10,800千円以上 11,546千円未満	11,546千円以上
1居室防音工事 〔1世帯1居室を対象として行う防音工事をいう。〕	(千円) A×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12
2居室防音工事 〔1世帯2居室を対象として行う防音工事をいう。〕	(千円) A×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) 4,448×0.12
3居室防音工事 〔1世帯3居室を対象として行う防音工事をいう。〕	(千円) A×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) A×0.07	(千円) 8,083×0.07	(千円) 8,083×0.07	(千円) 8,083×0.07	(千円) 8,083×0.07	(千円) 8,083×0.07
4居室防音工事 〔1世帯4居室を対象として行う防音工事をいう。〕	(千円) A×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) A×0.07	(千円) 8,083×0.07	(千円) A×0.06	(千円) 9,905×0.06	(千円) 9,905×0.06	(千円) 9,905×0.06
5居室以上防音工事 〔1世帯5居室以上を対象として行う防音工事をいう。〕	(千円) A×0.12	(千円) 4,448×0.12	(千円) A×0.07	(千円) 8,083×0.07	(千円) A×0.06	(千円) 9,905×0.06	(千円) A×0.055	(千円) 11,546×0.055

注：1 ア及びイの表中「A」とあるのは、住宅防音に要する工事費（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を1000で除して得た数値とする。

2 専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画を含めた防音工事であって全ての居室に対して防音工事を実施した住宅については、「A×0.12」とする。

(2) Lden62デシベル以上Lden66デシベル未満の区域(75WECPNL以上80WECPNL未満の区域)

ア 北海道の地域及び青森県の地域

工事種別	工事費 3,750千円 未満	3,750千円 以上 8,182千円 未満	8,182千円 以上 8,673千円 未満	8,673千円 以上
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1居室防音工事 〔1世帯1居室を対象として行う防音工事をいう。〕	$A \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$
2居室防音工事 〔1世帯2居室を対象として行う防音工事をいう。〕	$A \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$
3居室防音工事 〔1世帯3居室を対象として行う防音工事をいう。〕	$A \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$
4居室防音工事 〔1世帯4居室を対象として行う防音工事をいう。〕	$A \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$
5居室以上防音工事 〔1世帯5居室以上を対象として行う防音工事をいう。〕	$A \times 0.12$	$3,750 \times 0.12$	$A \times 0.055$	$8,673 \times 0.055$

イ アに掲げる地域以外の地域

工事種別	工事費			
	2,930千円 未満	2,930千円 以上 6,382千円 未満	6,382千円 以上 6,776千円 未満	6,776千円 以上
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1 居室防音工事 〔 1 世帯 1 居室を対象として行う防音工事をいう。 〕	$A \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$
2 居室防音工事 〔 1 世帯 2 居室を対象として行う防音工事をいう。 〕	$A \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$
3 居室防音工事 〔 1 世帯 3 居室を対象として行う防音工事をいう。 〕	$A \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$
4 居室防音工事 〔 1 世帯 4 居室を対象として行う防音工事をいう。 〕	$A \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$
5 居室以上防音工事 〔 1 世帯 5 居室以上を対象として行う防音工事をいう。 〕	$A \times 0.12$	$2,930 \times 0.12$	$A \times 0.055$	$6,776 \times 0.055$

注：1 ア及びイの表中「A」とあるのは、住宅防音に要する工事費（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を1000で除して得た数値とする。

2 専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画を含めた防音工事であって全ての居室に対して防音工事を実施した住宅については、「 $A \times 0.12$ 」とする。

設計監理費の算定式（第2第2項ただし書関係）

Lden62デシベル以上Lden66デシベル未満の区域（75WECPNL以上80WECPNL未満の区域）

工事種別	工事費							
	2,822千円 未満	2,822千円 以上 4,829千円 未満	4,829千円 以上 4,932千円 未満	4,932千円 以上 5,750千円 未満	5,750千円 以上 5,896千円 未満	5,896千円 以上 6,419千円 未満	6,419千円 以上 6,857千円 未満	6,857千円 以上
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1居室防音工事 〔1世帯1居室を対象として行う防音工事をいう。〕	$A \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$
2居室防音工事 〔1世帯2居室を対象として行う防音工事をいう。〕	$A \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$
3居室防音工事 〔1世帯3居室を対象として行う防音工事をいう。〕	$A \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$A \times 0.07$	$4,932 \times 0.07$	$4,932 \times 0.07$	$4,932 \times 0.07$	$4,932 \times 0.07$	$4,932 \times 0.07$
4居室防音工事 〔1世帯4居室を対象として行う防音工事をいう。〕	$A \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$A \times 0.07$	$4,932 \times 0.07$	$A \times 0.06$	$5,896 \times 0.06$	$5,896 \times 0.06$	$5,896 \times 0.06$
5居室以上防音工事 〔1世帯5居室以上を対象として行う防音工事をいう。〕	$A \times 0.12$	$2,822 \times 0.12$	$A \times 0.07$	$4,932 \times 0.07$	$A \times 0.06$	$5,896 \times 0.06$	$A \times 0.055$	$6,857 \times 0.055$

注：1 表中「A」とあるのは、住宅防音に要する工事費（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を1000で除して得た数値とする。

2 専用調理室（台所）、区画された玄関、廊下、浴室その他の居室以外の区画を含めた防音工事であって全ての居室に対して防音工事を実施した住宅については、「 $A \times 0.12$ 」とする。